

## 建設工事請負契約における契約保証について

防衛省が発注する建設工事の受注者は、請負契約書に基づいて契約保証を付すことが義務付けられています。

契約保証の内容は、以下の2つのいずれかによることとしています。詳細は、各工事の発注見通し・入札公告をご確認ください。

### 1 保証額10%の場合

[2以外の工事に適用]

- 建設工事請負契約書第4条を適用する
- 保証額は請負代金額の10%以上とする
- 保証の方法
  - ・ 契約保証金の納付
  - ・ 契約保証金に代わる担保としての有価証券等の提供
  - ・ 金融機関又は保証事業会社の保証
  - ・ 履行保証保険契約の締結
  - ・ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証

### 2 保証額30%の場合

[WTO基準額以上の工事、特段の事情があると認められる工事に適用]

- 建設工事請負契約書第4条の2を適用する
- 保証額は請負代金額の30%以上とする
- 保証の方法
  - ・ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）（瑕疵担保特約を付したのもの）に限る